

データ標準レイアウト関連様式の改版、副本登録基本ルール等
子育てワンストップサービス総合運用テスト
マイナンバー制度の広報

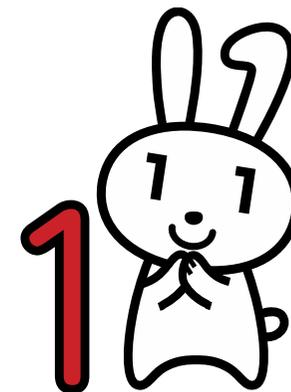


マイナちゃん

平成29年 4 月
内閣官房 番号制度推進室

1

データ標準レイアウト関連様式の改版、 副本登録基本ルール等



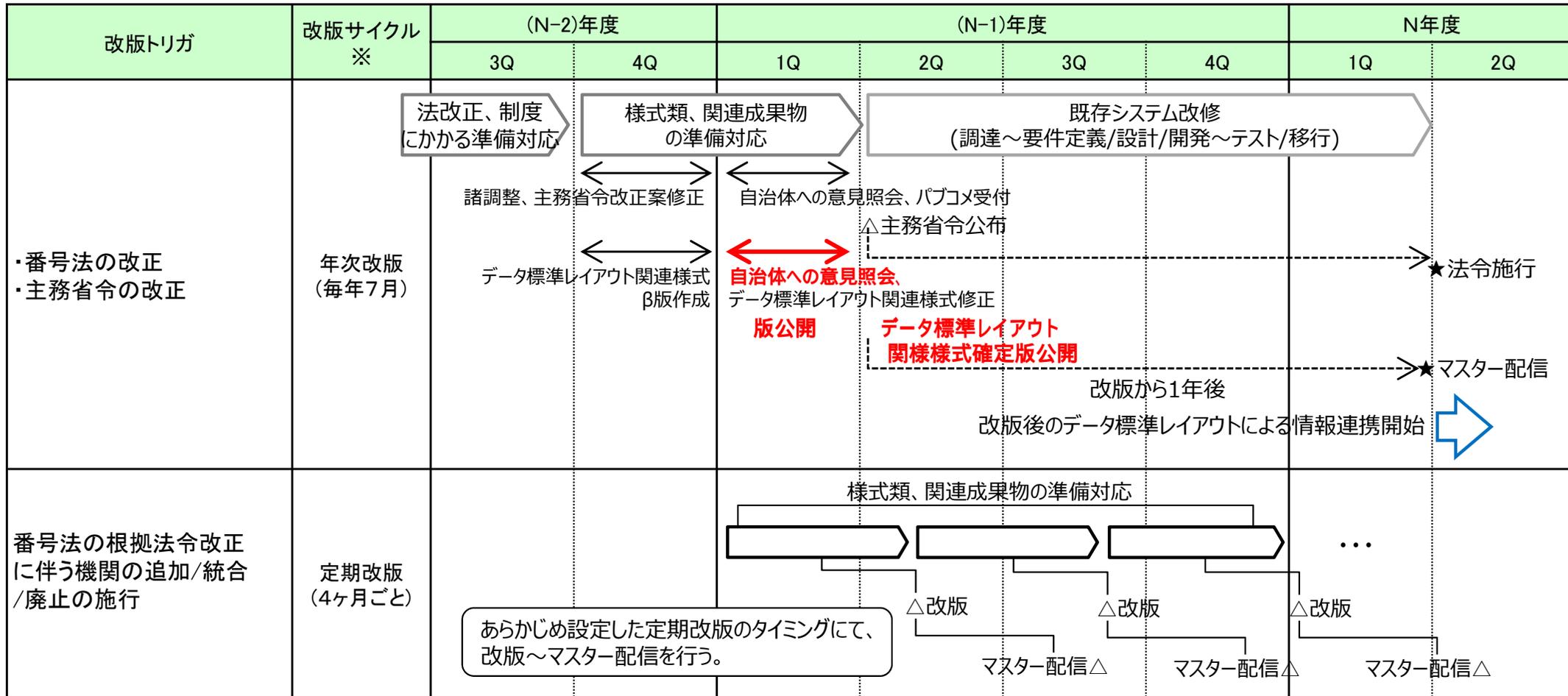
目次

1. データ標準レイアウト関連様式の改版サイクルについて
2. 次回改版（平成30年7月情報連携開始）スケジュールについて
3. 正本及び副本登録・更新に係る基本ルールについて
4. 「提供すべき情報の属する年度」の考え方について
5. 情報連携開始時点の情報提供対象の考え方について
6. 情報連携開始に向けたシステム整備に係る主要文書について

データ標準レイアウト関連様式の改版サイクルについて

<改版サイクルのポイント>

- 主務省令と新様式の整合性確保 主務省令改正と同時に新様式改版とする運用の徹底
- 自治体への意見照会期間(約1か月)の設定 既存システムへの事前影響確認、および改版内容の精度向上による手戻りの低減
- 年次改版と定期改版による運用 法改正に基づく改版(年次)と機能追加/統合/廃止(定期)の分離



※原則、上記の運用とするが、緊急で改版が必要となった場合は、その重要性和影響度等を鑑み、別途個別協議の上、対応とする。

次回改版（平成30年7月情報連携開始）スケジュールについて

<次回改版スケジュール>

- 平成29年4月中旬……データ標準レイアウト関連様式β版デジタルPMO公開
 - 平成29年4月中旬～5月中旬……自治体への意見照会
 - 平成29年6月末……データ標準レイアウト関連様式確定版デジタルPMO公開
 - 平成30年7月……法令施行、情報連携開始
- ※テスト実施・マスター配信時期等のスケジュール詳細は、別途、総務省個人番号企画室より提示予定

	H29年～H30年					
	4月	5月	6月	7月	8月～6月	7月
主務省令の改正	△「主務省令(改正案)」デジタルPMO公開 ←----- 地方自治体 への意見照会	----- パブコメ受付		△主務省令公布		△法令施行
データ標準レイアウト 関連様式改版	△データ標準レイアウト関連様式 β版デジタルPMO公開 ←----- 地方自治体 への意見照会	----- データ標準レイアウト 関連様式修正・確認作業		△データ標準レイアウト関連様式 確定版デジタルPMO公開	※テスト実施時期、マスター配信 時期等のスケジュール詳細は、 別途、総務省個人番号企画 室より提示予定	△情報連携開始
	←----- 独自利用事務データ標準レイ アウト関連様式作成作業		△独自利用事務データ標準 レイアウト関連様式デジタル PMO公開			

初回制定（平成26年12月12日公布済）

主な内容

- ・番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定

第1次改正（平成28年9月12日公布済）

主な内容

- ・番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定

第2次改正（平成28年9月12日公布済）

主な内容

- ・番号法制定後に、別表第二に追加された事務・情報の範囲を具体化して規定

○ 第3次改正

（パブリックコメントを受けた最終調整中・平成29年5月30日までに公布予定）

≪主な内容≫ ※デジタルPMOにて最終案を掲載

- ・番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定③

⇒以上の改正によりデータ標準レイアウトと別表第二主務省令の整合性を確保

○ 第4次改正（今回スケジュールをお示したもの・平成29年6月中に公布予定）

≪主な内容≫

- ・給付型奨学金関係（日本学生支援機構法改正（成立済）に伴う改正）

- ・平成30年7月に向けたデータ標準の整備と併せて省令の内容を追加

平成29年7月
情報連携開始分

平成30年7月
情報連携開始分

正本及び副本登録・更新に係る基本ルールについて

- 正本データ及び副本データの登録（更新）に係る基本ルールは以下のとおり。
- 各制度において、下記の基本ルールに則ることが困難である場合等については、それぞれの制度所管府省において、特定個人情報ごとに個別ルールを設定（基本ルール、個別ルールは、デジタルPMOから公開）
(<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1552>)

基本ルール

1. 正本の登録期限	✓ 提供すべき情報が確定した日（当該提供すべき情報に係る処分の内容が確定した日等）に即日、データの確定又は正本データを登録（更新）するものとする。
2. 副本の登録期限	✓ 正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前までに、中間サーバーの副本データを登録（更新）するものとする。 ※ やむを得ない事情により、情報照会を受けた都度、提供データの登録を行う場合には、あらかじめ「即時応答不可」である旨を、各団体の中間サーバーに設定しておくこと。その場合の提供期限等については、別途お示しする。
3. 情報連携開始時点の情報提供対象	✓ 平成28年1月1日以降の特定個人情報を情報提供対象とする。 ※ 処分の内容が遡及して変更されたこと等に伴い、副本データの内容が変更されている場合は、当該変更後の照会時点のデータを提供する。
4. 情報提供すべき年の範囲	✓ 5年分とする。原則、中間サーバーに副本データを事前登録するものとする。 ✓ なお、5年を経過した副本データについては、中間サーバーの容量制限や各機関の情報管理規程等に基づき必要に応じ削除対応を行う。

※ 本書では既存業務システムに格納する確定データを「正本データ」、中間サーバーに格納するデータを「副本データ」と表記する。

※ 制度所管府省で定める特定個人情報ごとの個別ルールについては、デジタルPMOを参照願いたい。

「提供すべき情報の属する年度」の考え方について

1. 平成33年1月1日以降の情報提供

⇒ 照会時点で5年分の情報について提供する。

例) 平成35年10月に情報照会を行うケース

提供対象

提供対象外

<年度単位>	H29年度		H30年度					H31年度		...	H34年度		H35年度(※情報確定済)								
<年単位>	H29年	H30年					H31年		...	H34年		H35年(※情報確定済)									
<月単位>	...	10	11	12	1	2	3	4	5	6	...	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※地方税情報は、データ標準レイアウト上、毎年、7月1日に更新することとされているため、仮に、平成35年7月1日より前に照会があった場合に、提供すべき情報の範囲は、平成34年度、33年度、32年度、31年度、30年度の5か年度分となる。
 ※月単位で管理されている生活保護関係情報については、平成35年10月から平成30年11月までの60月分の情報を提供することとなる。

照会時点

2. 平成32年12月31日以前の情報提供

⇒ 平成28年1月1日以降の情報について提供する。

例) 平成29年8月に情報照会を行うケース

提供対象

提供対象外

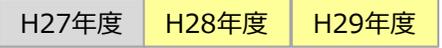
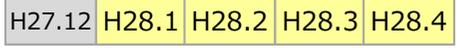
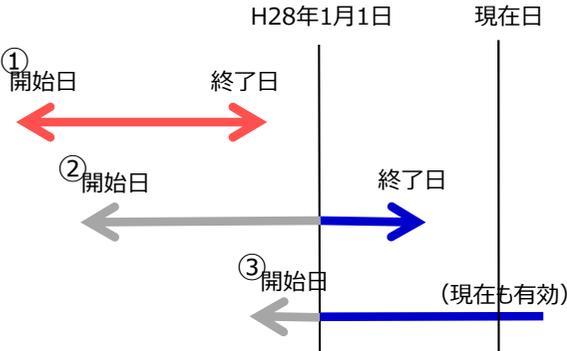
<年度単位>	H27年度		H28年度							H29年度(※情報確定済)							
<年単位>	H27年	H28年							H29年(※情報確定済)								
<月単位>	11	12	1	2	3	4	5	6	...	1	2	3	4	5	6	7	8

※地方税情報については「H29年度分の情報」からとなる。

照会時点

情報連携開始時点の情報提供対象の考え方について

- 情報連携開始時点の情報提供対象の考え方について、以下に整理する。
- 特定個人情報（データセット）毎の具体的な項目の設定に当たっては、原則、照会キーとなる項目に対し、個別具体的な内容を指定し、例外ケースがあれば補足することとする。

対象	イメージ	情報提供対象	
<p>1. 年度単位で管理している情報 (例：地方税情報)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「H28年度」以降の情報を情報提供対象とする。 (※地方税情報については「H29年度分の情報」からとなる。) 	
<p>2. 月単位で管理している情報 (例：給付情報等)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 支給対象年月が「H28年1月」以降の情報を提供対象とする。 	
<p>3. 日単位で管理している情報 (例：資格取得年月日、資格喪失年月日がある情報（資格情報等）)</p>		<ul style="list-style-type: none"> H28年1月1日時点で資格を有している情報を提供対象とする。 	<p>①情報提供対象外 ②、③情報提供対象。開始日については、実際の開始日を設定する。</p>

情報連携開始に向けたシステム整備に係る主要文書について

○デジタルPMOにおいて、内閣官房・総務省・各制度所管府省よりこれまで発出している文書のうち、情報連携開始に向けたシステムの整備作業において、地方公共団体向けに特に確認いただきたい対象文書を一覧にまとめ3/23にデジタルPMOに公開しております。（今後の変更は、随時反映予定）
地方公共団体におかれましては、一覧記載の文書を改めて点検いただき、必要な準備作業を行っていただきますようお願いいたします。

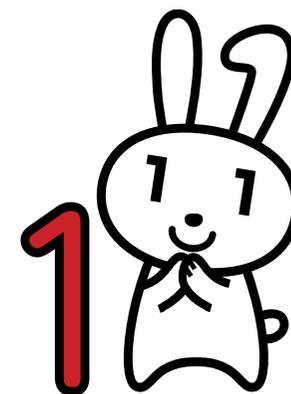
《情報連携開始に向けたデジタルPMO公開中の主要文書一覧》

2017/3/23時点

No	カテゴリ	ドキュメント名	発出元	公開日	URL	
					職員向け	ベンダー向け
1	全般	【説明資料・内閣官房】情報連携とマイナポータル環境改善に係る今後のスケジュール(案)に係るQ&Aについて	内閣官房	2017/3/21	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1685	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/vendor/topic/show/477
2	総合運用テスト	【技術情報・内閣官房】情報提供ネットワークシステム等 総合運用テスト実施計画書 第3.03版	内閣官房	2017/3/1	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1002	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/vendor/documentList/show/333
3	総合運用テスト	【説明資料・内閣官房】総合運用テストにおける「主要な事務」について	内閣官房	2016/8/4	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1004	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/vendor/documentList/show/341
(省略)						
22	子育てOSS	【技術情報・内閣官房】マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等(子育てワンストップサービス)の外部接続インターフェース仕様書<0.02版>	内閣官房	2017/2/24	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1623	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/vendor/documentList/show/460
23	子育てOSS	【説明資料・内閣官房】「マイナポータルを活用したサービス検索・電子申請機能等(子育てワンストップサービス)の総合運用テスト計画書<地方公共団体向け>」を公開しました。	内閣官房	2017/2/24	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1628	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/vendor/documentList/show/462
24	子育てOSS	【説明資料・内閣官房】子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン	内閣官房	2016/12/21	https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1497	(未公開)

2

子育てワンストップサービス 総合運用テスト



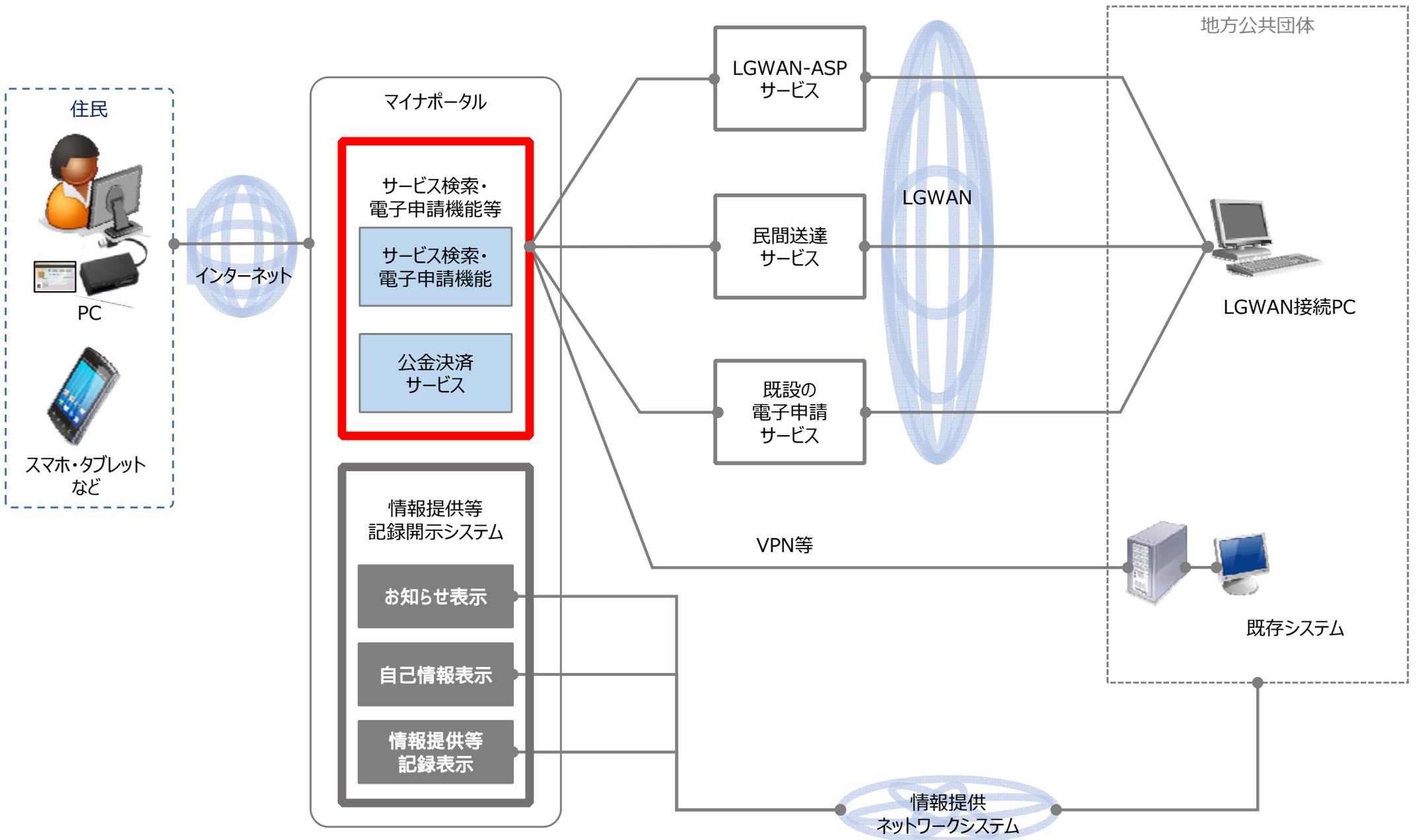
目次

1. 子育てワンストップサービスの概要
2. 総合運用テストの概要
3. テスト準備フェーズについて
4. テスト実行フェーズについて
 - ・テスト実行フェーズの開始条件・終了条件
 - ・テスト実行フェーズの実施内容
 - ・各テストの観点
 - ・テスト実行フェーズの実施体制、問い合わせフローについて
5. 公金決済サービス導入について
6. 発出済みドキュメント一覧
7. 本資料に関する問い合わせ先

1. 子育てワンストップサービスの概要



子育てワンストップサービスの全体イメージ



子育てワンストップサービスの流れ

子育てワンストップサービスでは、地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請が簡単に行えるようになる機能を提供します。

① サービスの登録

- 地方公共団体は、利用者に提供するサービスの内容を、予めマイナポータルに登録します。

② サービスの検索

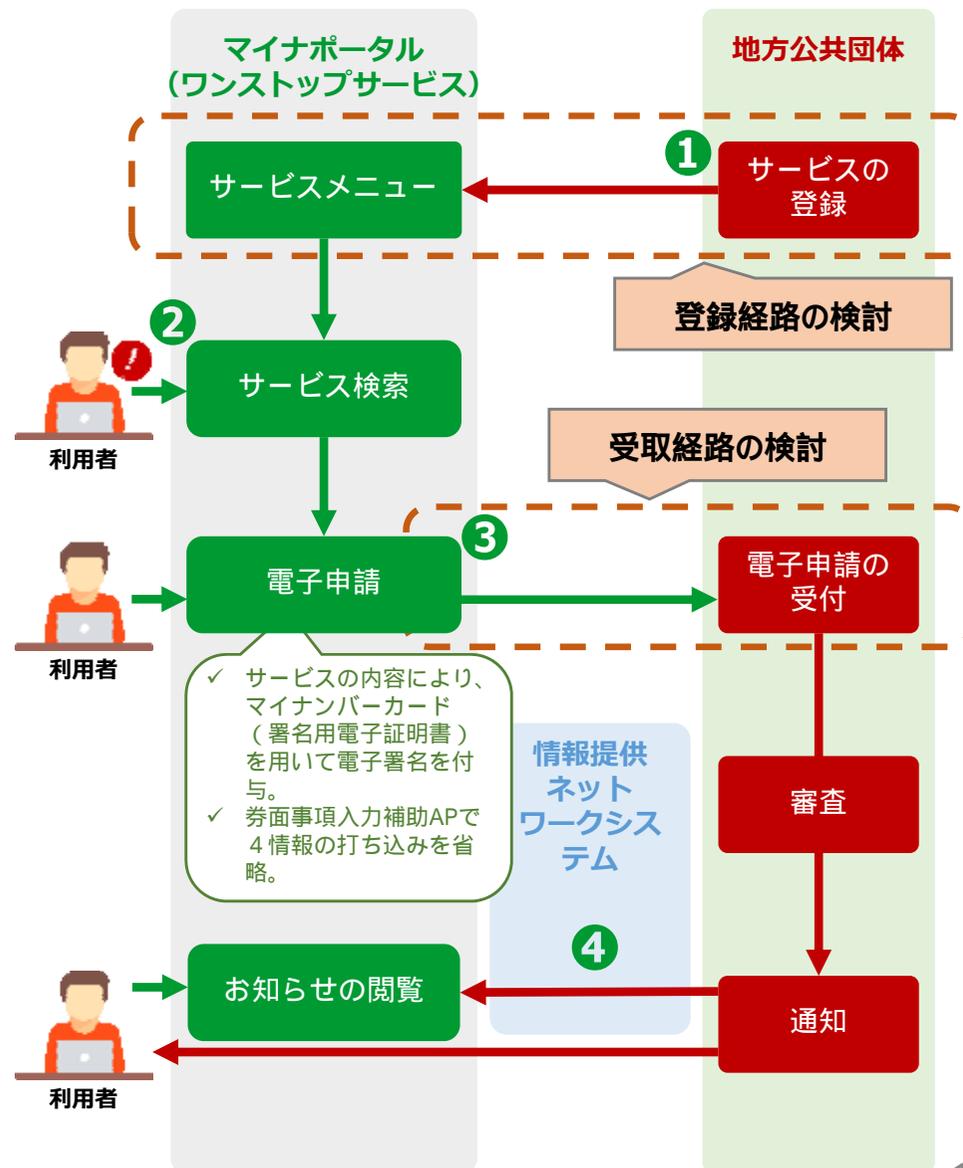
- 利用者は、ログインすることなく、マイナポータルで自身の状況に合ったサービスを探ることができます。
- 地方公共団体から、利用者に適していると考えられるサービスがお知らせで利用者に通知される場合もあります。

③ サービス提供機関の電子申請

- 利用者は、申請事項（基本4情報や各種サービスに必要な事項）や連絡先などの入力やファイルの添付を行い、必要な場合はマイナンバーカード（署名用電子証明書）を用いて電子署名を付与したうえで、地方公共団体に電子申請を行います。

④ 利用者への通知

- 地方公共団体は、利用者からの申請内容を受け付け審査を行います。
- 地方公共団体は、必要な場合はお知らせや民間の送達サービス、電話、電子メール、郵送などの手段を用いて、利用者へ通知を行います。



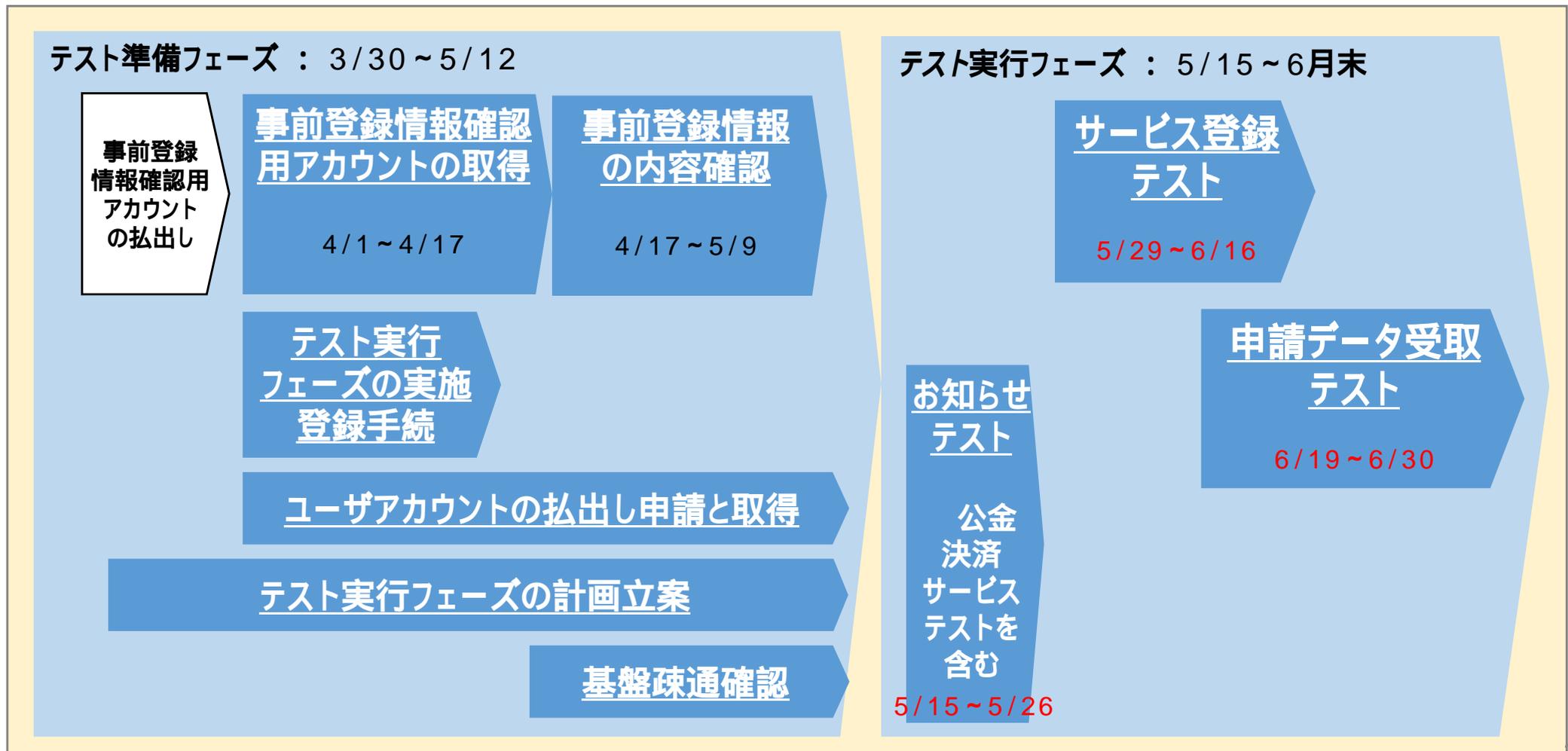
2. 総合運用テストの概要

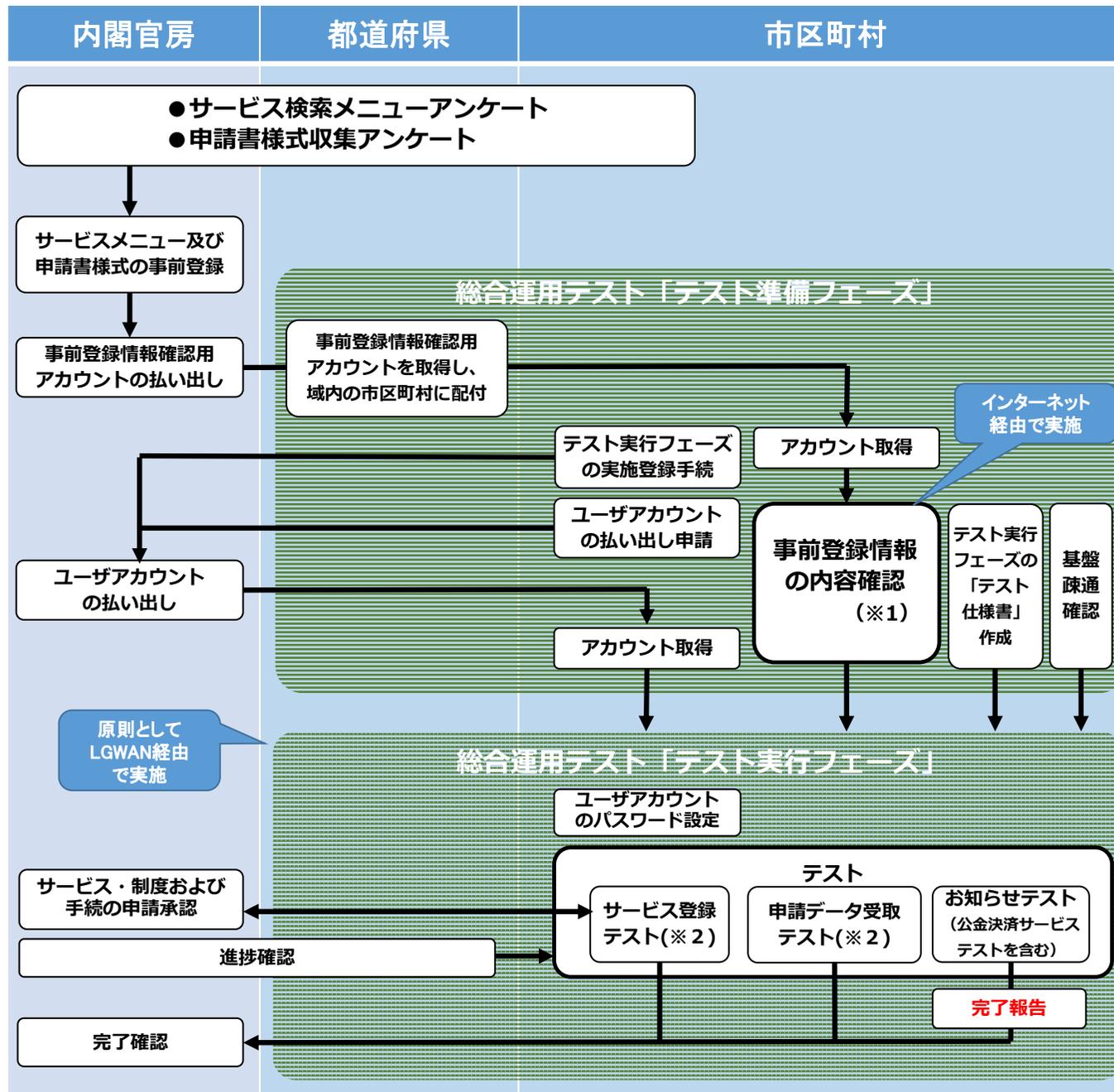


1. 総合運用テストの全体像

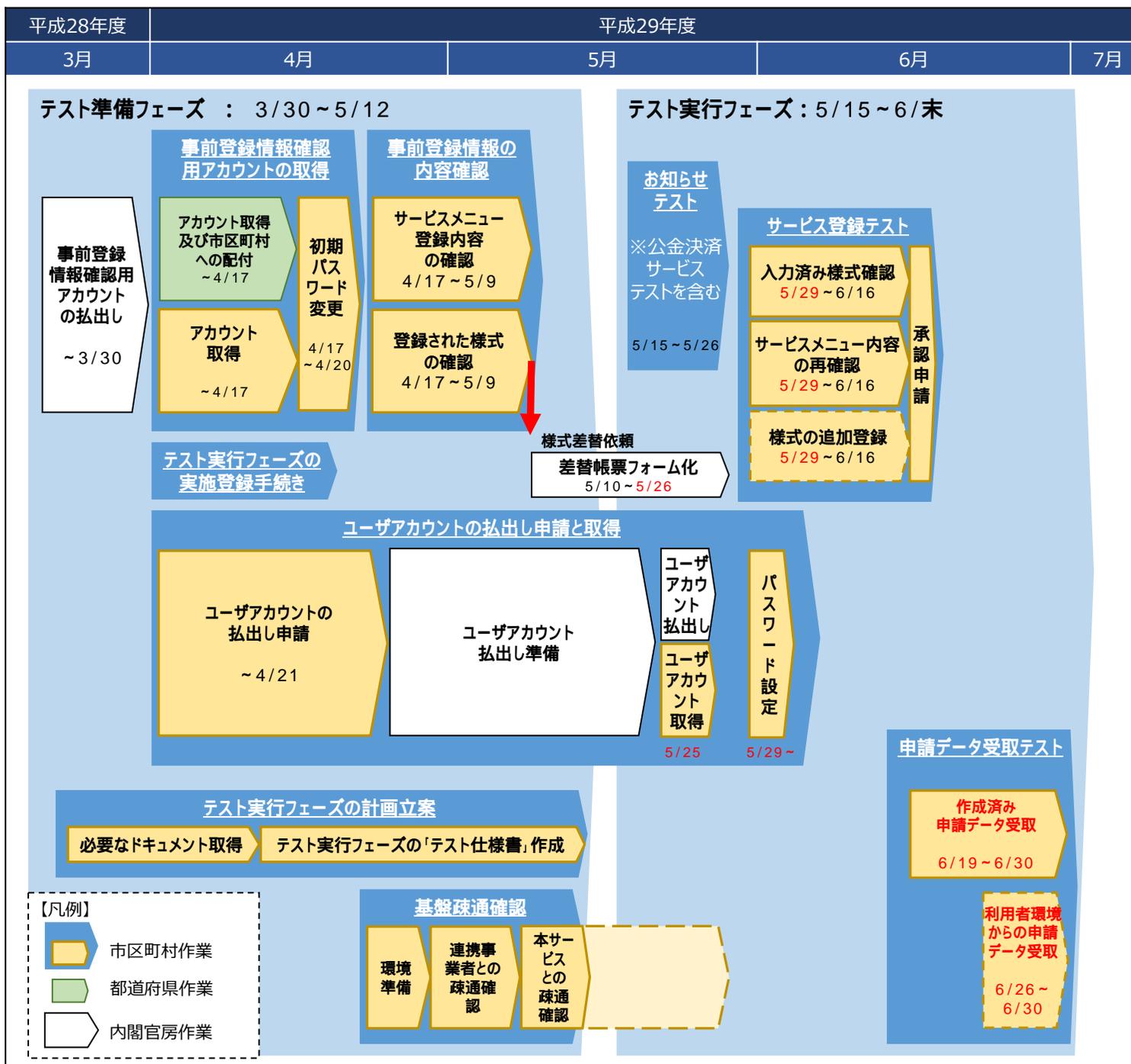
総合運用テストとは、子育てワンストップサービスの開始に向けて、「サービス検索・電子申請機能」と連携する地方公共団体の事務及び業務運用が、正しく行えることを確認するものである。

● 総合運用テストの全体像





(1) 事前登録情報確認用アカウントを用いて実施する。
 (2) ユーザアカウントを用いて実施する。



3. テスト準備フェーズに実施する内容



テスト準備フェーズは5月9日で終了しました。
ご協力ありがとうございました。

1. 総合運用テスト「テスト準備フェーズ」の実施内容

総合運用テストのテスト準備フェーズにおける実施内容(旧)を以下に示す。

3/13、14版(旧)

#	実施項目	実施内容
1	事前登録情報確認用アカウントの取得	<ul style="list-style-type: none">●テスト準備フェーズの主たる実施項目である「事前登録情報の内容確認」の際に必要なアカウント(事前登録情報確認アカウント)を取得しておく。●このアカウントは、テスト準備フェーズのみで使用するアカウントである。
2	事前登録情報の内容確認	<ul style="list-style-type: none">●平成29年2月から実施した「サービス検索メニューアンケート」及び、平成28年11月から実施した「申請書様式収集アンケート」の回答を元に、内閣官房にて事前登録したサービスメニュー内容及び登録された申請書様式について、システムに正しく登録されていることを確認する。●事前登録情報に誤りがある場合や、アンケート回答時から変更があった場合は、市区町村にて直接修正することも範囲とする。
3	テスト実行フェーズの実施登録手続	<ul style="list-style-type: none">●各市区町村は、内閣官房より提示される方法に従って、平成29年5月15日(予定)からのテスト実行フェーズの実施登録手続を行う。
4	ユーザアカウントの払い出し申請と取得	<ul style="list-style-type: none">●ユーザアカウントとは、本サービス開始後にシステムを利用するために必要となるアカウントのことであるが、「テスト実行フェーズ」においても利用する。●「テスト実行フェーズ」開始前に、市区町村から申請を行い、必要なユーザアカウントを取得しておく必要がある。
5	テスト実行フェーズの計画立案	<ul style="list-style-type: none">●各市区町村では、内閣官房より公開される総合運用テスト計画書や実施要領、操作マニュアルを元に、市区町村側で実施する「テスト実行フェーズ」の計画を立案し、テスト仕様書の作成を行う。
6	基盤疎通確認	<ul style="list-style-type: none">●「テスト実行フェーズ」の開始前に、市区町村と連携事業者との疎通確認の上、本サービスの基盤との疎通を確認するものである。

総合運用テストのテスト準備フェーズにおける実施内容(新)を以下に示す。

修正版(新)

#	実施項目	実施内容
1	事前登録情報確認用アカウントの取得	<ul style="list-style-type: none"> ●テスト準備フェーズの主たる実施項目である「事前登録情報の内容確認」の際に必要なアカウント(事前登録情報確認アカウント)を取得しておく。 ●このアカウントは、テスト準備フェーズのみで使用するアカウントである。
2	事前登録情報の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年2月から実施した「サービス検索メニューアンケート」及び、平成28年11月から実施した「申請書様式収集アンケート」の回答を元に、内閣官房にて事前登録したサービスメニュー内容及び登録された申請書様式について、システムに正しく登録されていることを確認する。 ●「サービス検索メニューアンケート」時に提出した添付資料についても確認対象とするが、提出時のファイル名不備等により修正が必要な場合は市区町村にて実施する。 ●サービスメニュー内容について、事前登録情報に誤りがある場合や、アンケート回答時から変更があった場合は、市区町村にて直接修正することも範囲とする。申請書様式について、事前登録情報に誤りがある場合や、アンケート回答時から変更があった場合は、内閣官房に正しい様式もしくは新規様式をメールにて送付し、再登録を依頼する。 ●なお、上記アンケート期限内に回答しなかった団体は、自身でメニュー登録を行うこととなるため、留意すること。
3	テスト実行フェーズの実施登録手続	<ul style="list-style-type: none"> ●各市区町村は、内閣官房より提示される方法に従って、平成29年5月15日(予定)からのテスト実行フェーズの実施登録手続を行う。
4	ユーザアカウントの払い出し申請と取得	<ul style="list-style-type: none"> ●ユーザアカウントとは、本サービス開始後にシステムを利用するために必要となるアカウントのことであるが、「テスト実行フェーズ」においても利用する。 ●「テスト実行フェーズ」開始前に、市区町村から申請を行い、必要なユーザアカウントを取得しておく必要がある。
5	テスト実行フェーズの計画立案	<ul style="list-style-type: none"> ●各市区町村では、内閣官房より公開される総合運用テスト計画書や実施要領、操作マニュアルを元に、市区町村側で実施する「テスト実行フェーズ」の計画を立案し、テスト仕様書の作成を行う。
6	基盤疎通確認	<ul style="list-style-type: none"> ●「テスト実行フェーズ」の開始前に、市区町村と連携事業者との疎通確認の上、本サービスの基盤との疎通を確認するものである。

2. 事前登録情報の内容確認

(2)「事前登録情報の内容確認」の実施内容(旧)

3/13、14版(旧)

#	項目名	実施内容
1	サービスメニュー登録内容の確認	<ul style="list-style-type: none">●「サービス検索メニューアンケート」を元に、内閣官房にて事前登録したサービスメニュー内容について、システムに正しく登録されていることを確認する。●確認の結果、問題があった場合や、アンケート回答時から変更があった場合は、事前登録内容の修正を行う。
2	登録された様式の確認	<ul style="list-style-type: none">●「申請書様式収集アンケート」を元に、内閣官房にて事前に登録された様式について、システムに正しく登録されていることを確認する。●確認の結果、問題があった場合や、アンケート回答時から変更があった場合は、登録された様式の削除及び再登録を行う。

2. 事前登録情報の内容確認

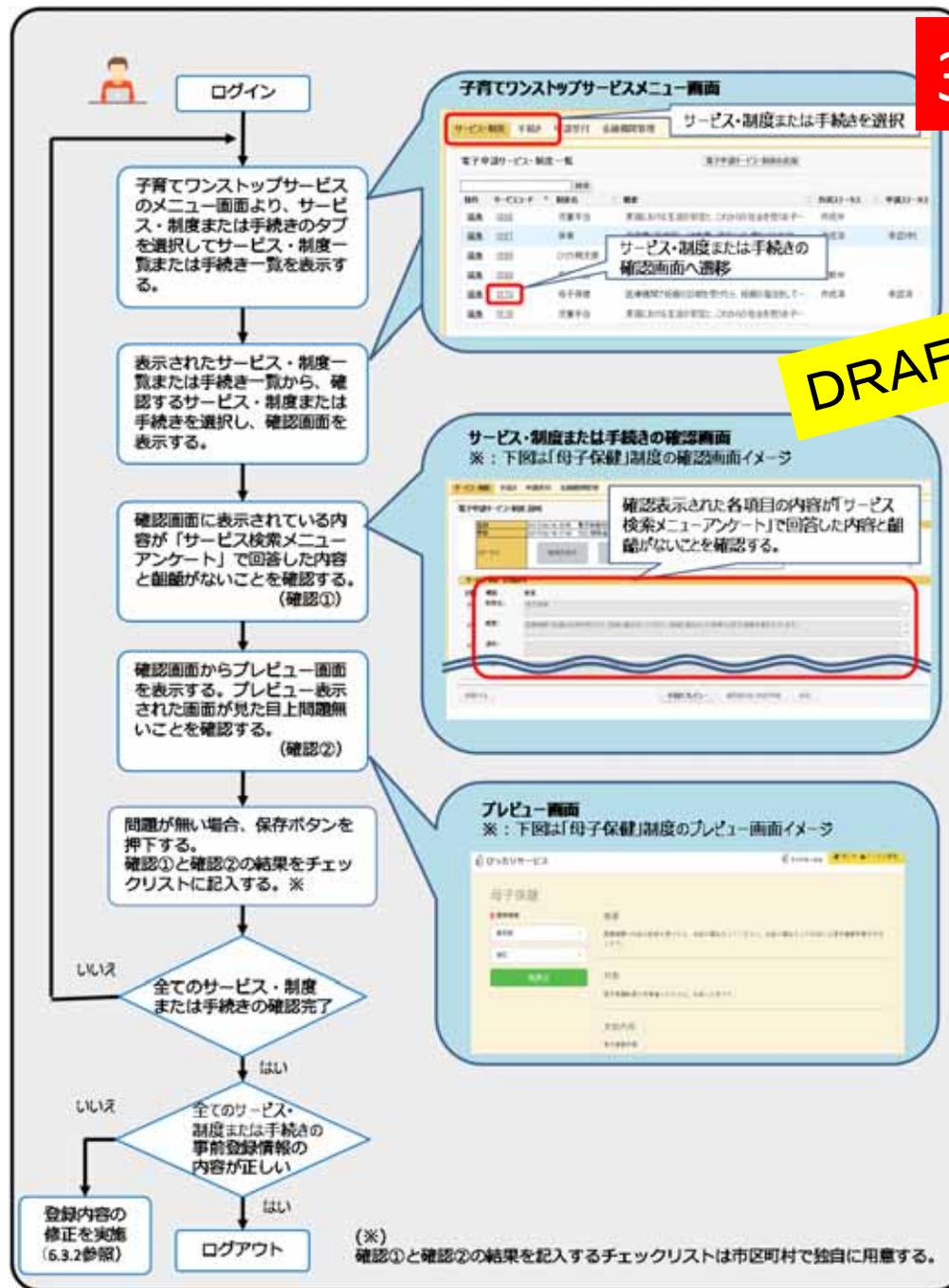
(2)「事前登録情報の内容確認」の実施内容(新)

修正版(新)

#	項目名	実施内容
1	サービスメニュー登録内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●「サービス検索メニューアンケート」を元に、内閣官房にて事前登録したサービスメニュー内容について、システムに正しく登録されていることを確認する。 ●「サービス検索メニューアンケート」時に提出した添付資料についても確認対象とするが、提出時のファイル名不備等により修正が必要な場合は市区町村にて実施する。(詳細は4/10発出の「総合運用テスト実施要領<地方公共団体向け>※テスト準備フェーズ用」、4/17発出の「操作マニュアル<地方公共団体向け>※テスト準備フェーズ用」を参照すること。) ●サービスメニュー登録内容の確認は、「総合運用テスト実施要領<地方公共団体向け>※テスト準備フェーズ用」で示した「【別添3-2】確認用チェックリスト(例)」を元に各地方公共団体で作成することとしていたが、内閣官房にて確認観点を追記した「【別添3-2】サービスメニュー登録内容のチェックリスト」(4/17発出)を使用し、確認を行うこと。 ●確認の結果、サービスメニュー内容について、問題があった場合やアンケート回答時から変更があった場合は、事前登録内容の修正を行う。
2	登録された様式の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●「申請書様式収集アンケート」を元に、内閣官房にて事前に登録された様式について、システムに正しく登録されていることを確認する。 ●事前登録情報に誤りがある場合や、アンケート回答時から変更があった場合は、内閣官房に正しい様式もしくは新規様式をメールで送付し、再登録を依頼する。具体的な依頼先は、4/10発出の「総合運用テスト実施要領<地方公共団体向け>※テスト準備フェーズ用」を参照。

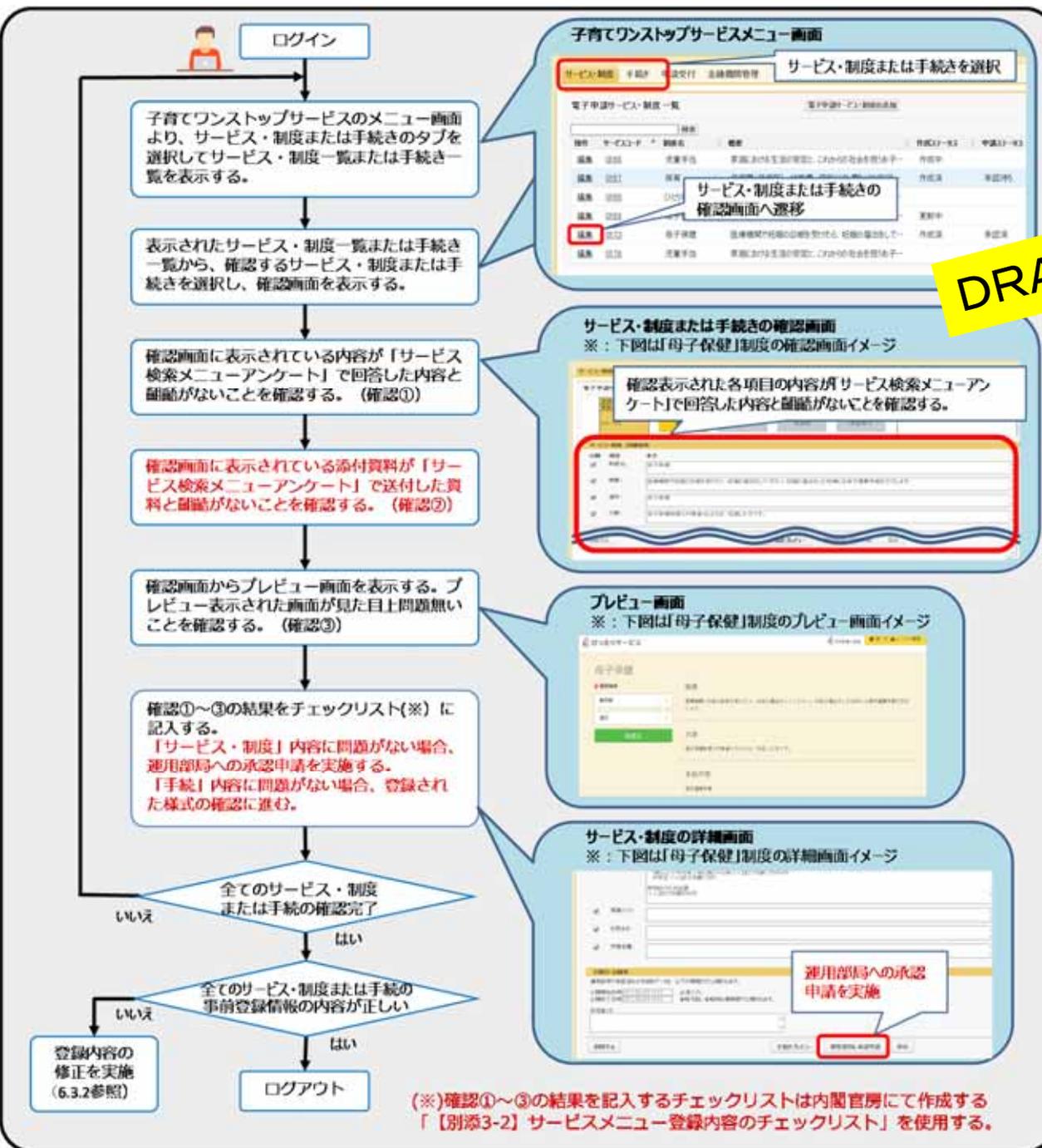
2. 事前登録情報の内容確認

(3) サービス・制度及び手続き登録内容の確認手順(旧) ※以下、画面イメージは変更の可能性有



(3) サービス・制度及び手続き登録内容の確認手順(新)

修正版(新)



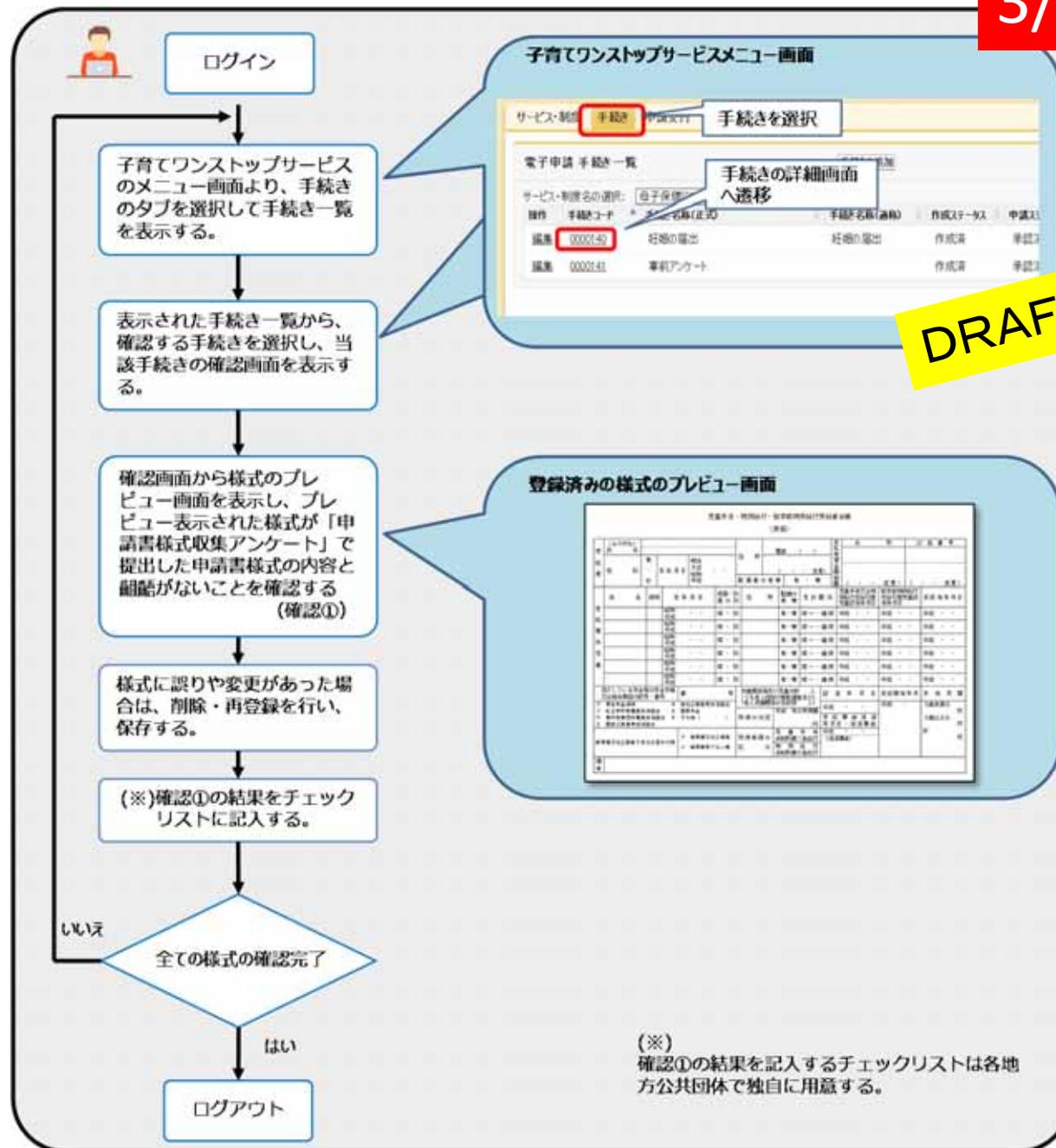
DRAFT

- 【注意事項】**
- サービス・制度については、内容確認／修正の完了後に運用部局への承認申請を行う。手続きについては、内容確認／修正の完了後に登録された様式の確認に進む。
 - 添付書類の確認方法については、「総合運用テスト実施要領＜地方公共団体向け＞ テスト準備フェーズ用」及び「操作マニュアル＜地方公共団体向け＞ テスト準備フェーズ用」を参照すること。

2. 事前登録情報の内容確認

(5) 登録された様式の確認手順(旧)

3/13、14版(旧)

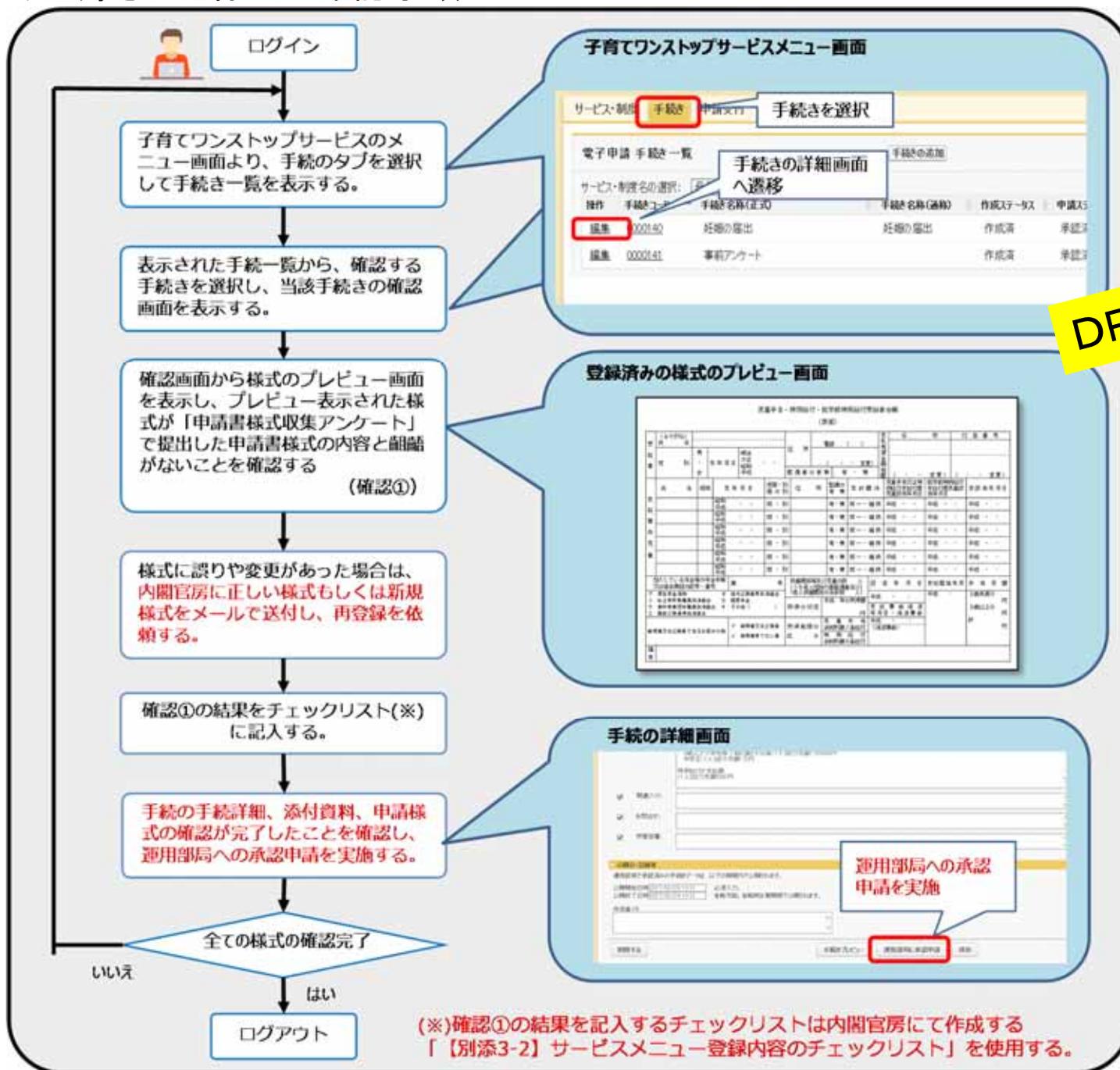


2. 事前登録情報の内容確認

(5) 登録された様式の確認手順

修正版(新)

DRAFT



【注意事項】
事前登録情報に誤りがある場合や、提出時から追加、変更があった場合、内閣官房に正しい様式もしくは新規様式をメールで送付し、再登録を依頼する。

4. テスト実行フェーズについて



児童扶養手当の現況届については、5月29日からのテストを見送らせて頂きます。
テストの実施時期については別途お知らせいたします。

1. テスト実行フェーズの開始条件／終了条件

#	項目名	開始条件
1	計画	<ul style="list-style-type: none">・市区町村において、デジタルPMOから必要なドキュメントを取得し、テスト実行フェーズを実施するための「テスト仕様書」等が作成されており、団体内で合意されていること。・市区町村は、テスト実行フェーズ実施登録手続きが完了していること。・市区町村は、連携事業者とテスト実施方法等についての事前確認が完了していること。
2	環境	<ul style="list-style-type: none">・テスト実行フェーズ実施までに、連携事業者において本システムとの基盤疎通確認が完了していること。・市区町村は、本システムと接続するにあたっての推奨環境を満たす端末が準備できていること。(端末の推奨環境については、「総合運用テスト実施要領＜地方公共団体向け＞※テスト実行フェーズ用」に記載)
3	データ	<ul style="list-style-type: none">・市区町村は、内閣官房に対してユーザアカウントの払い出しを申請し、必要なユーザアカウントを取得していること。・お知らせテストを行うにあたり、地方公共団体は情報提供等記録開示システムの総合運用テストにおいて内閣官房より受領したテストアカウントを準備すること。
4	体制	<ul style="list-style-type: none">・市区町村は、テスト実施・管理体制を整備し、団体内で合意されていること。

終了条件

テスト実行フェーズのテストシナリオが全て消化され、各市区町村において運用開始の準備が整っていること。

2. 総合運用テスト「テスト実行フェーズ」の実施内容

5 / 1 2 更新

総合運用テストのテスト実行フェーズにおける実施内容を以下に示す。

#	実施項目	実施内容	任意 / 必須
1	サービス登録テスト	<ul style="list-style-type: none"> ●「事前登録情報の内容確認」で確認した申請書様式に紐づく「入力フォーム」と「入力済み様式」に誤りがないか確認し、サービス・制度及び手続の各項目にも問題がなければ運用部局に承認申請を行う。 ●「事前登録情報の内容確認」において差替えを依頼した様式がある場合は、その登録された様式及び入力フォーム、入力済み様式について確認し、サービス・制度および手続の各項目にも問題がなければ運用部局に承認申請を行う。 ●「事前登録情報の内容確認」で確認したもので、追加で手続に紐づく申請書様式を登録する必要がある場合は、操作マニュアルに従って編集すること。 	全市区町村必須
2	申請データ受取テスト	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村が選択した接続方式にて本サービスに接続でき、電子申請データが正しく受け取れることを確認する。 ●本テストの実施にあたっては、選択した接続方式に応じてLGWAN-ASP事業者や民間送達事業者との連携が必要となるため、連携事業者との調整を十分に行う必要がある。 ●既存システムへの取り込みが正常に実施できることの確認や、回線の品質確認(レスポンスタイムの確認等)は本テストの範囲外とするが、各市区町村は連携事業者と調整し、必要に応じて内部で確認を行うこと。 	全市区町村必須
3	お知らせテスト	<ul style="list-style-type: none"> ●市区町村にて、マイナポータルのお知らせ機能を活用し、子育てや公金決済の通知等が正しく実施されることを確認する。 ●本テストは、自治体中間サーバーが総合運用テスト実行モード運用時のみ実施可能なため、テスト可能な期間(2017/5/15~2017/5/26)に実施することとなる。 	任意

#	テスト観点	テスト内容	任意／必須
1	入力済み様式の確認	登録されている申請書様式に紐づく全ての入力済み様式の確認を行う。 入力済み様式は、PDFファイルとしてデジタルPMOに登録されるため、自団体分の様式をダウンロードして確認すること。 問題がある場合は、入力済み様式の修正を行う。	全市区町村必須
2	入力フォームの確認	登録されている申請書様式に紐づく全ての入力フォームの確認を行う。問題がある場合は、入力フォームの編集を行う。	任意
3	登録された様式の再確認	「事前登録情報の内容確認」において差替えを依頼した様式がある場合等、必要に応じて登録された様式を再確認する。問題がある場合は、該当の様式を削除し、再登録を行う。	様式の差替えを依頼した場合は、必須
4	様式の追加登録	「事前登録情報の内容確認」で確認した手続きに紐づく申請書様式を追加で登録する必要がある場合は、様式のPDFファイルをアップロードし、追加登録する。	アンケートに回答しなかった場合は必須
5	サービスメニュー内容の再確認	登録されたサービス・制度および手続きの各項目を再確認し、詳細項目内容の修正が必要な場合には編集を行う。	全市区町村必須
6	運用部局への承認申請	サービス・制度および手続きの各項目と、登録された様式、入力フォーム、入力済み様式に問題がなければ運用部局に承認申請を行う。	全市区町村必須

テストの詳細は、「総合運用テスト実施要領〈地方公共団体向け〉※テスト実行フェーズ用 6.サービス登録テスト」を参照

#	テスト観点	テスト内容	必須/任意
1	作成済み申請データ受取	内閣官房にて作成済みの申請ZIPを正しくダウンロードできることを確認する。 なお、既存システムへの取り込みが正常に実施できることの確認や回線の品質確認(レスポンスタイムの確認等)は本テストの範囲外とするが、市区町村は連携事業者と調整し、必要に応じて内部で確認を行うこと。	全市区町村必須
2	利用者環境からの申請データ受取	市区町村が利用者環境から電子申請を行い、市区町村環境にて該当申請ZIPが正しくダウンロードできることを確認する。 なお、既存システムへの取り込みが正常に実施できることの確認や回線の品質確認(レスポンスタイムの確認等)は本テストの範囲外とするが、市区町村は連携事業者と調整し、必要に応じて内部で確認を行うこと。	任意

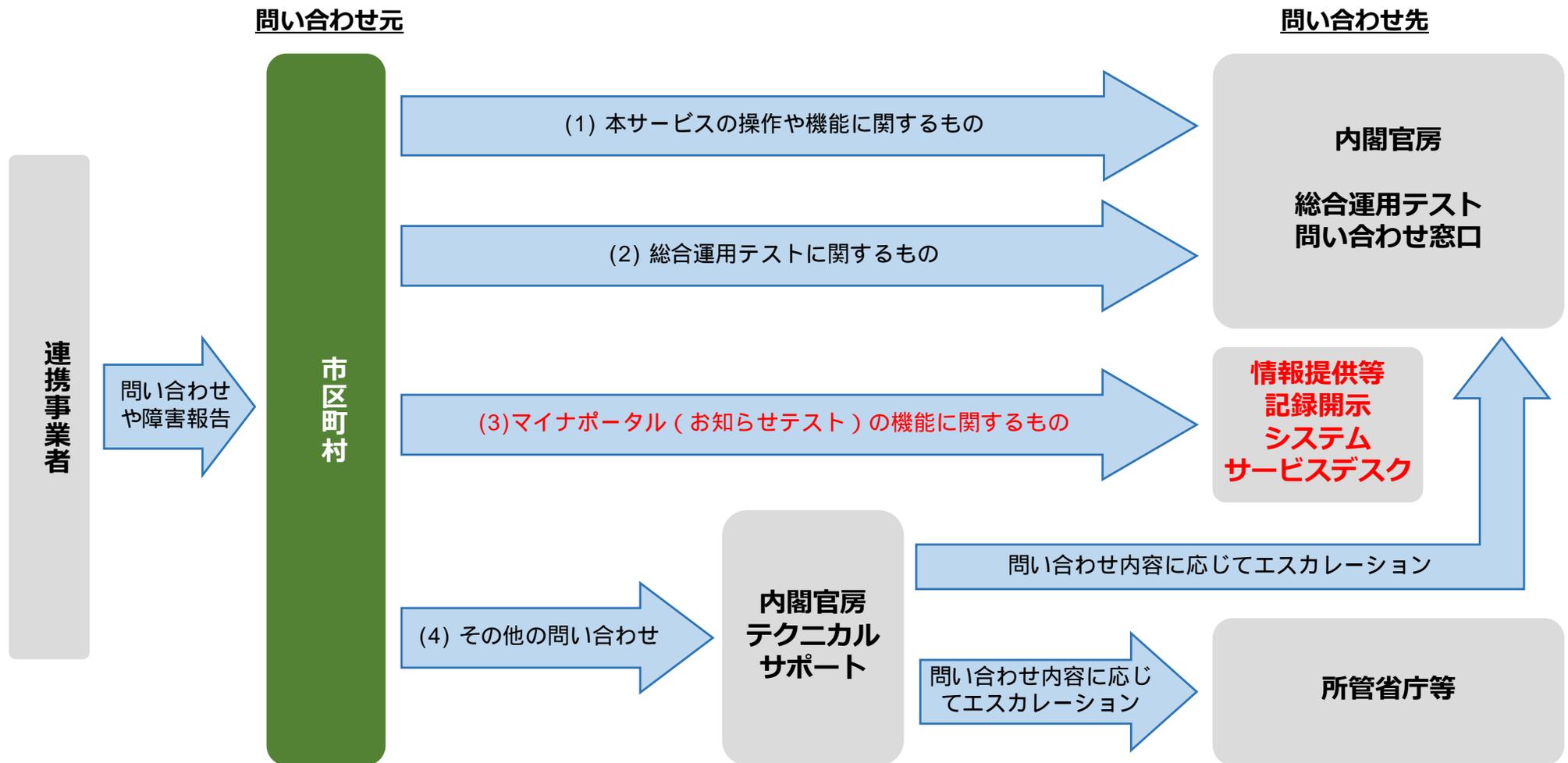
テストの詳細は、「総合運用テスト実施要領〈地方公共団体向け〉※テスト実行フェーズ用 7.申請データ受取テスト」を参照

5. お知らせテスト テスト観点

No	テスト観点	テスト内容
1	オンラインによる処分通知に係る本人同意の取得	各事務手続きの通知を今後「お知らせ機能」で送ることの同意を、マイナポータルの回答要求付お知らせ機能を利用し、取得できること。
2	お知らせ機能を利用した処分通知の送付	各事務手続きの通知をマイナポータルのお知らせ機能を利用して送付できること。
3	子育て関連サービスのURL送付	マイナポータルのお知らせ機能を利用し、自団体のHPの更新等を案内できること。
4	面談予約	マイナポータルの回答要求付お知らせを利用し、面談日程の調整ができること。
5	公金決済	<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせ機能を活用した公金決済サービスを利用できること。 ・本テストで使用した公金決済に関する画面の操作性を確認し、内閣官房にフィードバックを行う。

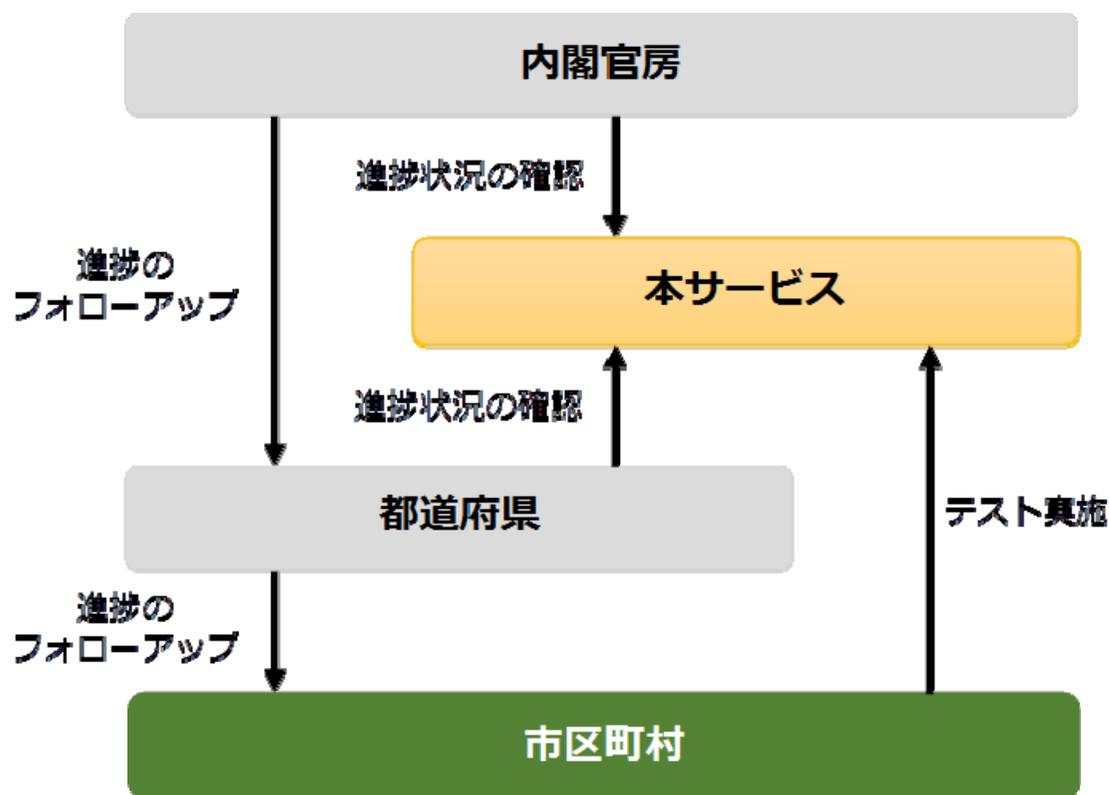
テストの詳細は、「総合運用テスト実施要領〈地方公共団体向け〉※テスト実行フェーズ用 8.お知らせテスト」を参照

本サービスの操作・機能に関する問い合わせや総合運用テストに関する問い合わせは、内閣官房の「総合運用テスト問い合わせ窓口」に行く。その他制度等に関する問い合わせは、内閣官房の「テクニカルサポート」に行く。具体的な窓口の連絡先は「総合運用テスト実施要領＜地方公共団体向け＞ テスト実行フェーズ」を参照のこと。



都道府県は、各市区町村における「サービス登録テスト」「申請データ受取テスト」の進捗状況を確認し、必要に応じてフォローアップを行う。

進捗状況の確認は、本サービス上の進捗状況を確認する画面及び内閣官房より別途提示予定の進捗状況集計ツール等を利用して実施する。なお本サービスにログインするために必要な都道府県向けユーザアカウントについては、別途内閣官房より払い出し予定である。



市区町村におけるお知らせテストの進捗状況については、内閣官房がテスト実施団体から「テスト完了報告書」による完了報告をメールで受け付け、必要に応じてフォローアップを行う。

マイナポータル 子育てワンストップサービスに係る特別交付税措置

H29年7月から試行運用、秋頃から本格運用開始のマイナポータル活用し、子育て関係の手のオンライン化に資するシステム改修費等について、平成29年度・平成30年度の2か年、一定の総事業費の1/2を特別交付税措置の対象とする。

総事業費は現在精査中。確定次第別途提示予定。

対象費用としては、以下を想定して調整中（確定していないため、詳細は別途提示予定）。

申請受付（マイナポータルとの接続）に係る費用（イニシャルコストのみ）

既存システム の改修に係る費用

市区町村によっては団体内統合宛名システムを含む。

- ・申請データの既存システムへの格納に係る費用
- ・申請審査補助に係る費用
- ・お知らせ対象者の抽出に係る費用
- ・お知らせ内容の中間サーバーへの格納に係る費用 等

面談予約システムの導入に係る費用

マイナポータル専用端末の追加購入に係る費用

「都道府県において対応いただきたい事項」

→市区町村における予算措置を含む準備状況に係る進捗確認・フォローアップの対応。

5. 公金決済サービス導入について



1. マイナポータルにおける公金決済サービスの位置づけ

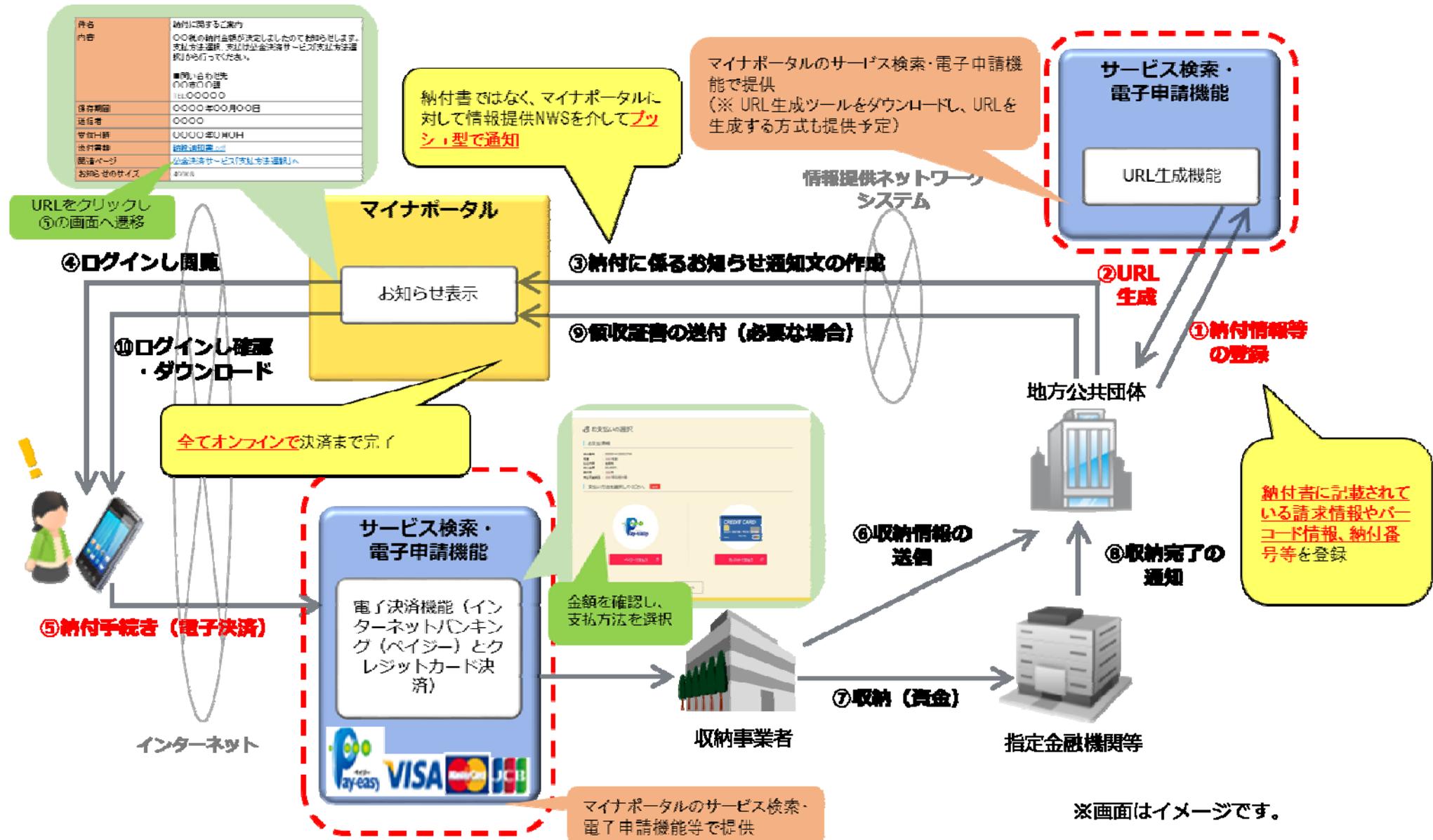
- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスである。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定している。

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせ通知機能を活用し、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる

平成29年より順次サービス開始予定

2. 公金決済サービスの概要

公金決済サービスとは、マイナポータルのお知らせ機能、およびワンストップサービスを活用することで、納付の通知から決済まで全てオンラインで完結することができるサービスのことを指す。



3. 公金決済サービスを導入するメリット

公金決済サービスを導入すれば、納付書に関する事務コストの削減、管理リスクの軽減が期待できる。また現在提供している公金オンライン決済サービスの利用率の向上も見込める。

現状

地方公共団体

- 納税の時期には納付書を作成して郵送するコストがかかる。
- 納付の受付業務や書面での管理にコストがかかる。
- 公金オンライン決済サービスを現在提供しているが、なかなか利用率が向上しない。

住民

- 市役所や金融機関、コンビニ等に赴かないと納付できない。
- 公金の決済は納付書で行うことが前提となっており、納付書の紛失のリスクがある。

導入後の未来

- 電子的に納付の通知を行うことができるので、書類作成や郵送コストを削減することができる。
- 公金決済のオンラインによるやりとりが進めば、窓口業務や書面の管理コストを削減していくことができる。
- 公金決済サービスの導入により、現在提供している公金オンライン決済サービスの周知と誘導が可能となるため、利用率の向上/納期内納付率向上が見込める。

- いつでもどこでも公金の納付ができるようになる。
- マイナポータル経由で電子的に納付書情報が届くので納付書の紛失のリスクがなくなる。

4. 公金決済サービス導入のためのステップ

公金決済サービス導入にあたって、大きく4つのステップがある。
導入ガイドラインについては作成次第順次発出予定である。

0. 基本事項
確認・選定

- 別途提示する [公金決済サービス導入ガイドライン<地方公共団体向け>](#)を確認し、対象とする決済手段、収納事業者、納付対象税目、およびURL生成パターンを選定する。

1. 契約の確認

- 現行の収納事業者等との契約内容を確認し、公金決済サービス追加に関して変更契約が必要かどうか、確認する

2. ルールの
策定

- 公金決済サービス開始に向けたURL生成や納付に関するお知らせ通知の運用ルールを策定する

3. 事前準備

- 運用ルールについて、関係組織への周知及び教育・習熟を図る
- 決済手段や設定値等の情報を公金決済サービスへ登録する

4. 公金決済
サービステスト

- 公金決済サービス導入後の一連の流れを確認する

サービス開始

4.1.1.【ページ編】公金決済サービス導入のためのステップ詳細

ステップ	ステップ詳細	概要
0. 基本事項 確認・選定 (共通)	0-1. 決済手段の確認	導入済みの決済手段のうち、利用可能なサービス及び収納事業者を確認する。
	0-2. 対象税目、手続き、組織の確認	上記で確認した電子決済サービスにて納付が可能な税目、担当組織等を確認する。
	0-3. URL生成パターンの選定	「公金決済サービス導入ガイドライン〈地方公共団体向け〉」を参照し、URL生成パターンを選定する。
1. 契約の確認	1-1. 契約の確認	MPN共同利用センターとの契約内容を確認し、本サービス導入にあたり変更契約が必要か確認を行う。
	1-2. 変更契約	必要に応じて、MPN共同利用センターと変更契約を結ぶ。
2. ルールの策定	2-1. URL生成に係る運用ルールの策定	URL生成において、実施者や実施タイミング等の運用ルールを整備する。
	2-2. 納付に係るお知らせ通知の運用ルールの策定	納付に係るお知らせ通知において、実施者や実施タイミング等の運用ルールを整備する。
3. 事前準備	3-1. 各種運用ルールの確認・習熟	策定された運用ルールについて、関係組織への周知及び教育・習熟を図る。
	3-2. 本サービスへの登録・事前入力	電子決済手段情報や設定値情報等の必要な情報を本サービスへ登録する。
4. 公金決済サービス テスト	4-1. 公金決済サービステスト	本サービス導入後の一連の流れを確認する。

4.1.2.【ページ編】公金決済サービス導入スケジュール（例）

サービス開始に向けた導入スケジュール（例）は以下の通りである。

	N-4月		N-3月				N-2月				N-1月				N月
	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W
0. 基本事項確認・選定（共通）	0-1. 決済手段の選定														
	0-2. 対象税項目、手続き、組織の確認														
	0-3. URL生成パターンの選定														
1. 契約の確認	1-1. 契約の確認		1-2. 変更契約												
2. ルールの策定			2-1. URL生成に係る運用ルールの策定												
			3-1. 納付に係るお知らせ通知の運用ルールの策定												
3. 事前準備							3-1. 各種運用ルールの確認・習熟								
											3-2. 本サービスへの登録・事前入力				
4. 公金決済サービステスト													4-1. 公金決済サービステスト		

サービス開始

4.2.1.【クレジット収納編】公金決済サービス導入のためのステップ詳細

ステップ	ステップ詳細	概要
0. 基本事項 確認・選定 (共通)	0-1. 決済手段の確認	導入済みの決済手段のうち、利用可能なサービス及び収納事業者を確認する。
	0-2. 対象税目、手続き、組織の確認	上記で確認した電子決済サービスにて納付が可能な税目、担当組織等を確認する。
	0-3. URL生成パターンの選定	「公金決済サービス導入ガイドライン〈地方公共団体向け〉」を参照し、URL生成パターンを選定する。
1. 契約の確認	1-1. 契約の確認	指定代理納付者や決済代行業者との契約内容を確認し、本サービス導入にあたり変更契約が必要か確認を行う。
	1-2. 変更契約	必要に応じて、指定代理納付者や決済代行業者と変更契約を結ぶ。
2. ルールの策定	2-1. URL生成に係る運用ルールの策定	URL生成において、実施者や実施タイミング等の運用ルールを整備する。
	2-2. 納付に係るお知らせ通知の運用ルールの策定	納付に係るお知らせ通知において、実施者や実施タイミング等の運用ルールを整備する。
3. 事前準備	3-1. 各種運用ルールの確認・習熟	策定された運用ルールについて、関係組織への周知及び教育・習熟を図る。
	3-2. 本サービスへの登録・事前入力	電子決済手段情報や設定値情報等の必要な情報を本サービスへ登録する。
4. 公金決済サービス テスト	4-1. 公金決済サービステスト	本サービス導入後の一連の流れを確認する。

4.2.2.【クレジット収納編】公金決済サービス導入スケジュール

サービス開始に向けた導入スケジュール（例）は以下の通りである。

	N-4月		N-3月				N-2月				N-1月				N月
	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W
0. 基本事項確認・選定 (共通)	0-1. 決済手段の選定														
	0-2. 対象税項目、手続き、組織の確認														
	0-3. URL生成パターンの選定														
1. 契約の確認	1-1. 契約の確認		1-2. 変更契約												
2. ルールの策定			2-1. URL生成に係る運用ルールの策定												
			3-1. 納付に係るお知らせ通知の運用ルールの策定												
3. 事前準備							3-1. 各種運用ルールの確認・習熟								
											3-2. 本サービスへの登録・事前入力				
4. 公金決済サービス テスト													4-1. 公金決済サービステスト		

サービス開始

4.3.1.【モバイルレジ編】公金決済サービス導入のためのステップ詳細

ステップ	ステップ詳細	概要
0. 基本事項 確認・選定 (共通)	0-1. 決済手段の確認	導入済みの決済手段のうち、利用可能なサービス及び収納事業者を確認する。
	0-2. 対象税目、手続き、組織の確認	上記で確認した電子決済サービスにて納付が可能な税目、担当組織等を確認する。
	0-3. URL生成パターンの選定	「公金決済サービス導入ガイドライン〈地方公共団体向け〉」を参照し、URL生成パターンを選定する。
1. 契約の確認	1-1. 変更契約	モバイルレジサービス提供事業者と変更契約の締結を行う。
2. ルールの策定	2-1. URL生成に係る運用ルールの策定	URL生成において、実施者や実施タイミング等の運用ルールを整備する。
	2-2. 納付に係るお知らせ通知の運用ルールの策定	納付に係るお知らせ通知において、実施者や実施タイミング等の運用ルールを整備する。
3. 事前準備	3-1. 各種運用ルールの確認・習熟	策定された運用ルールについて、関係組織への周知及び教育・習熟を図る。
	3-2. 本サービスへの登録・事前入力	電子決済手段情報や設定値情報等の必要な情報を本サービスへ登録する。
4. 公金決済サービス テスト	4-1. 公金決済サービステスト	本サービス導入後の一連の流れを確認する。

4.3.2.【モバイルレジ編】公金決済サービス導入スケジュール

サービス開始に向けた導入スケジュール（例）は以下の通りである。

	N-4月		N-3月				N-2月				N-1月				N月
	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W
0. 基本事項確認・選定 (共通)	0-1. 決済手段の選定														
	0-2. 対象税項目、手続き、組織の確認														
	0-3. URL生成パターンの選定														
1. 契約の確認	1-1. 変更契約														
2. ルールの策定			2-1. URL生成に係る運用ルールの策定												
			3-1. 納付に係るお知らせ通知の運用ルールの策定												
3. 事前準備							3-1. 各種運用ルールの確認・習熟								
											3-2. 本サービスへの登録・事前入力				
4. 公金決済サービス テスト													4-1. 公金決済サービステスト		

サービス開始

5.公金決済サービスを導入に必要な費用

【ペイジー】

導入に際し、必要な費用はなし。

※MPN接続試験を実施する場合は接続試験費用が発生する。

①MPN接続試験料:16万円/1コマ

②MPN共同利用センター試験環境利用料/接続対応料:約50万程度

【クレジット収納】

契約先である指定代理納付者等へお問い合わせください。

【モバイルレジ】

契約先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ コンビニ収納サービス営業担当者へお問い合わせください。

※団体によって、基幹システム改修を行う場合は当該改修費用については既存基幹システム事業者へご確認ください。

6. 発出済みドキュメント一覧



総合運用テスト実施にあたり、内閣官房より以下のドキュメントを発出しております。総合運用テスト実施前に必ずご確認いただけますようお願いいたします。

#	ドキュメント名	版数	発出時期	内容
1	総合運用テスト計画書 ＜地方公共団体向け＞	0.03 版	H29/3/31	地方公共団体において総合運用テストの実実施計画の立案ができるように、テストの目的やスケジュール、実施体制、テスト内容等について記載したもの。
2	総合運用テスト実施要領＜地方公共団体向け＞ テスト準備フェーズ用	0.03 版	H29/4/10	テスト準備フェーズとして実施する事前登録情報の内容確認等の具体的な内容や管理要領について記載したもの。
3	総合運用テスト実施要領＜地方公共団体向け＞ テスト実行フェーズ用	0.03 版	H29/4/28	テスト実行フェーズとして実施する「サービス登録テスト」や「申請データ受取テスト」等の具体的なテスト内容やテスト管理要領について記載したもの。
4	操作マニュアル＜地方公共団体向け＞ テスト準備フェーズ用	4/17 版	H29/4/17	テスト準備フェーズに利用する「サービス検索・電子申請機能」の地方公共団体向けのシステム操作マニュアル。
5	テスト実施手順書＜地方公共団体向け＞ ※テスト実行フェーズ用	4/28 版	H29/4/28	テスト実行フェーズに利用する「サービス検索・電子申請機能」の地方公共団体向けテスト実施手順書。
6	事前登録情報確認用 アカウント情報	-	H29/3/30	市区町村毎に内閣官房が払い出す事前登録情報確認用アカウントのアカウント名、パスワードを記載したもの。
7	テスト実行フェーズ実施登録 申請書	-	都道府 県経由で 送付済	テスト実行フェーズのテストを実施するために必要な登録申請書のフォーマット。
8	ユーザアカウント登録申請書	-		ユーザアカウント払い出しに必要な登録申請書のフォーマット及び記載ガイド。
9	マイナポータルを活用した公金決済について	-	H28/7	マイナポータルを活用した公金決済サービスについての概要を説明した資料。
10	公金決済サービス導入ガイドライン＜地方公共団体向け＞	0.01 版	H29/4/12	公金決済サービス導入に向けて地方公共団体に実施いただく作業等について記載したもの。

7. 本資料に関する問い合わせ先



本資料に関する問い合わせ先

本資料に関する問い合わせは、以下にご連絡ください。

1. 総合運用テストについて

株式会社NTTデータ

総合運用テスト問い合わせ窓口

MAIL: mp-oss-id@am.nttdata.co.jp

2. 公金決済サービス導入について

株式会社NTTデータ

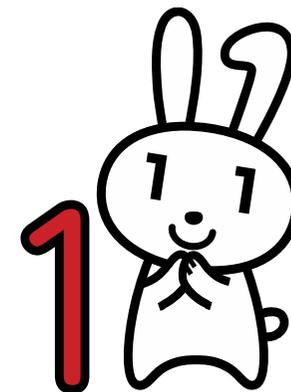
公金決済サービス問い合わせ窓口

MAIL: child-oss@kits.nttdata.co.jp

本日説明しきれなかった子育てワンストップサービスの総合運用テスト実行フェーズの詳細説明については、デジタルPMOを通じて5月12日に動画配信いたしますので、併せてご確認ください。

3

マイナンバー制度の広報



マイナンバー広報 基本方針 (平成29年 4月時点)

政府広報等での一般国民向け広報と、民間事業者向け周知・広報を総合的に展開
制度の理解促進を図るとともに、当面、マイナンバーカードの普及、
マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、マイナポータル[※]の理解促進、
情報連携の開始手順、詐欺対策などに重点
各省庁や個人情報保護委員会、地方公共団体とも連携した広報を実施
様々な対象者の特性に応じ、各種媒体を使ったきめ細やかな広報を実施

一般国民向け広報

- ◆ 27年は3月、8月、10月(通知)、12月に集中広報を実施
28年も1月(利用開始)以降、5月まで集中広報を実施
29年は1～3月に集中広報(マイナンバーカード申請促進)を実施
- ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
 - ・現役世代、高齢者、若者、女性、障害者、外国人など、多様な世代・対象にきめ細かなアプローチ
 - ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、WEB等の多様なメディアを活用
 - テレビCM、新聞記事下広告、新聞折込広告、ラジオ、雑誌、WEB広報、動画DVD 等
 - ・全国のイベント・祭りなどでマイナちゃんがPR

民間事業者向け広報

- ◆ 政府広報等でのメディアの活用(新聞記事下広告、動画DVD、事業者向けパンフレット、ポスター等)に加え、個人情報保護委員会の民間事業者向けガイドラインや、税・社会保障関連情報を周知。また、引き続き、民間事業者向けの説明会等を実施
 - ➡ 各省庁、地方自治体に広報実施・協力依頼
 - ➡ 経済団体、税理士会、社労士会等に広報協力依頼
 - ➡ 経済団体等と連携し、説明会の開催
 - ➡ 各省庁から所管業界への働きかけ
 - ➡ メールマガジンの配信

マイナンバー制度(カード関係を含む)の周知・広報

○ マイナンバーカードの更なる申請促進

利便性や将来の利活用の方向性、セキュリティ、マイナンバーとマイナンバーカードの違いなどについて、理解を広める。

若者、子育て世代などそれぞれのターゲットに対応したマイナンバーカードのメリットを訴求する。

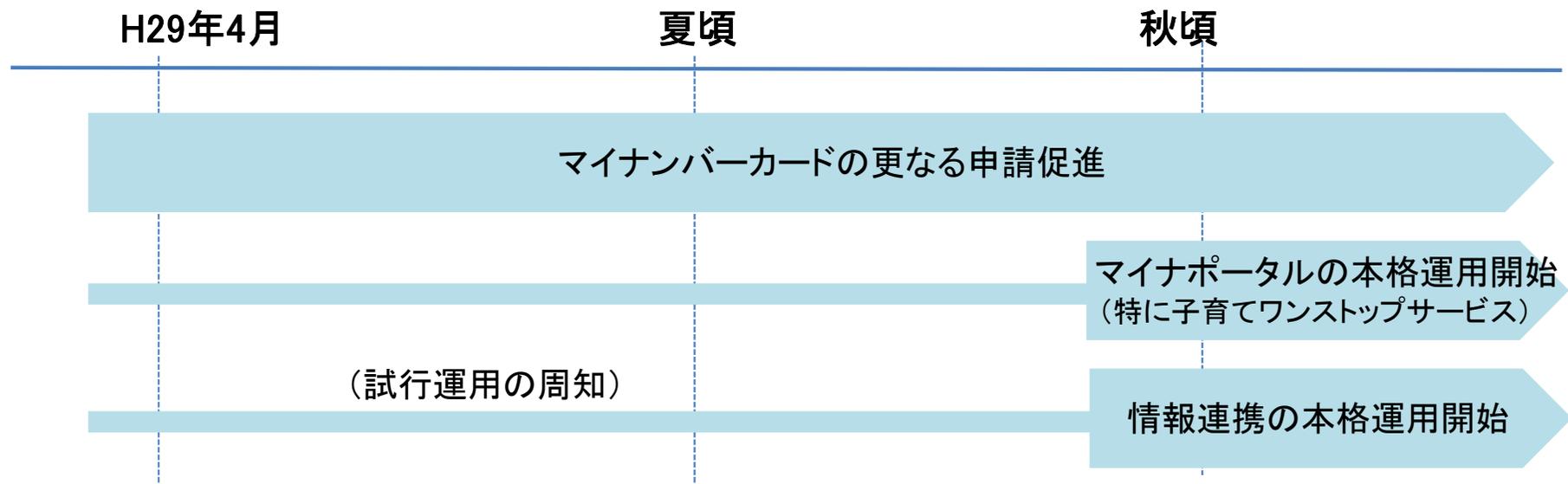
マイナポータル用端末をマイナンバーカード申請促進に活用するとともに、マイナポータルの本格運用開始、確定申告など、タイミングを捉えてマイナンバーカードの露出を図る。

○ マイナポータルの本格運用(特に子育てワンストップサービス)

子育てに関するサービス検索やオンライン申請ができる(子育てワンストップサービス)ことや、行政からの個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できることなどの利便性を周知する。

○ 情報連携の開始

地方公共団体等と連携し、試行運用の趣旨を周知するとともに、タイミングを捉えて添付書類の削減など住民へのメリットの広報を的確に行う。



マイナポータル用端末の配置

高齢者やパソコン等を利用することができない情報弱者の方でもマイナポータルへアクセスすることができるよう、各市区町村に対し、マイナポータル用端末を配置（全国で1万台を調達して配置）する。

想定する用途

情報開示関係：情報連携の記録や自己情報の確認に利用

個人番号利用事務関係：マイナンバー利用事務の窓口（特に子育て関係）での電子申請に利用

マイナンバーカード交付申請関係：マイナンバーカード交付窓口での交付申請に利用

想定する副次的な用途

総務省地域情報政策室が想定するマイキーID及びそれに連携する情報の登録、施設等利用時等のマイキーIDの確認及びそれに連携する機能の利用は、～のいずれかの用途に供する場合に限って利用して構わないこととする。

各市区町村に基礎配置2台に加え追加配置の希望を含めた配置予定数を内定済。

今後のスケジュール（予定）

- ・平成29年 3月31日 配置台数内定済
- ・ 6月15日まで 未回答・追加希望等の登録 期限延長中（5月23日に連絡済）。
- ・ 7月中旬頃まで 各市区町村への配送・設置、利用開始
- ・平成34年 3月末 端末利用終了・国への返還

マイナンバー制度の周知・広報について

1. 地方イベント等へのブース出展 (H28/11～H29/3)

- ・全国各地のテレビ局、ラジオ局が主催するイベントに、マイナンバー制度、マイナンバーカードをPRするブースを出展 (計29会場)

(地方イベントの様子)



2. テレビCM

- ・「マイナンバーカード／新生活応援編」(波瑠さん出演)
放送期間: H29/2/14(火)～2/27(月) 期間計: 全国43局
- ・「マイナンバーカード／身分証明書編」(波瑠さん出演)
放送期間: H29/1/23(月)～2/5(日) 期間計: 全国43局

(テレビCM)



3. 新聞記事下広告

- ・「新生活のスタートに！マイナンバーカード」
実施日: H29/2/14(火) 全国70紙
- ・「マイナンバーカードは、これ1枚で身分証明書に！」
実施日: H29/1/23(月)、一部地域は 1/24(火) 全国70紙
- ・「事業者の皆さん！税務署への法定調書には、マイナンバーの記載が必要です」
実施日: H28/11/18(金) 全国66紙

(WEB広告)



4. WEB広告、その他の広告

- ・バナー広告 H29/1/23(月)～1/29(日)、2/13(月)～2/19(日)
- ・動画広告 H29/1/23(月)～2/19(日)
- ・トレインチャンネル H29/1/23(月)～1/29(日) 関東・関西の鉄道・地下鉄
- ・コンビニ広告(レジ液晶画面) H29/1/23(月)～2/19(日)
- ・ビジネス誌、少年誌、女性誌等への広告出稿 H29/1/23(月)～2/22(水) 計19誌

マイナンバー制度の周知・広報について

5. 地方公共団体に提供している広報資料

- ・「マイナンバーカードははじめました」by AMEMIYA
子育て世代向け、若者向けなどの対象別に、
マイナンバーカードのメリットを訴求する動画を作成
- ・チラシ「マイナンバーまるわかりガイド」
平成28年4月 全自治体に計 約1000万部を配布
ホームページからダウンロード可能
- ・聴覚障害者向け手話動画
平成28年7月にホームページで公開し、全自治体や
関係団体にDVDを計6500枚を配布
- ・視覚障害者向け資料「①点字資料、②大活字資料、③音声CD」
平成28年3月までに全自治体にそれぞれ計2万部を配布
- ・児童・生徒向けのマイナンバー小冊子(特別支援学校を含む)
 - ①マイナンバーカードを自分で申請できる15歳以上の生徒
(中学3年～高校3年)を対象とする小冊子
 - ②小学校高学年以上(小学5年～中学2年)を対象とする小冊子
平成28年3月までに全児童・生徒分(約1000万部)作成し、
全国の学校を通じて4月以降に配布
要望のある自治体には若干の余部を配布

(マイナンバーカードははじめました)



(マイナンバーまるわかりガイド)



(手話動画)



(児童・生徒向け小冊子)



マイナンバー制度の周知・広報について

- ・外国語チラシ・QA（26か国語）
平成28年6月更新 ホームページからダウンロード可能
- ・マイナちゃんの着ぐるみ貸出（貸出時に缶バッジなどPRグッズ配布）
平成29年3月1日現在 45都道府県165回

（着ぐるみ貸出）



6. 経済団体等との連携

- ・経済団体等（7団体）に、マイナンバー制度の周知、企業従業員のマイナンバーカード申請促進への協力を依頼（平成28年11月）。
- ・不動産の売主・貸主を対象としたチラシを作成し、HPに掲載。
関連協会（5団体）に会員企業への周知を依頼（平成28年12月）。

（不動産の売主・貸主向けのチラシ）



7. 動画コンテンツ

- ・YouTuberによるマイナンバーカードのPR動画を配信。ホームページに掲載（平成29年2月）
- ・マイナンバーカードRAP動画（by MC Fujii（湯沢市副市長）feat.湯沢翔北高校生）（平成29年2月）
若者向けにマイナンバーカードのメリットをラップで訴求する動画を作成
- ・ショートムービーを作成し、WEBメディアを通じて配信。ホームページに掲載（平成29年3月）
 - 「マイナンバー・マイナンバーカード広報大賞」受賞団体の取り組み（茨城県五霞町）
 - マイナンバーカードPRイベント（AMEMIYA、BOYS AND MEN 出演）
 - マイナンバーカードを活用した証明書コンビニ交付サービスの実演
 - 満員御礼！3.14マイナンバーのシンポジウム開催！

マイナンバー制度の周知・広報について

8. その他

- ・確定申告に向けたチラシを国税庁と共同で作成し、全国の税務署に計500万部を配布(平成28年11月)。
- ・マイナンバーシンポジウム(東京)
マイナンバー制度を考えるシンポジウムを開催(平成29年3月)
- ・WEBを活用した広報
政府広報オンライン、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メルマガで最新情報を発信

(確定申告に向けたチラシ)

お知らせ 税務署へ提出する申告書や申請書等には
マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書類などには
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの提出が必須です!

本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は
● マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と本人確認)が可能です。
● ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
ご本人のマイナンバーを記載できる書類 ● 運転免許 ● 住民票の写し(自治体発行の住民票記載簿) ● マイナンバーカード(他人名義のものも含む)※ ※ごとうちいずれか1つ	記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 ● 顔写真付印 ● 自治体発行の住民票記載簿 ● パスポート ● 海外滞在記録簿 ● 在留カード ※ごとうちいずれか1つ

(マイナンバーシンポジウムの募集広告)

広告 企画・制作 読売新聞社広告局

未来貢献プロジェクト シンポジウム

未来貢献プロジェクト

しっかり知って活用しよう

マイナンバー制度を考える

500名 無料 ご招待

制度導入から一年が経ちましたが、まだまだ分からないこと、知りたいことが多いマイナンバー制度。特に、いろいろな機能をもっているマイナンバーカードなど、改めてマイナンバー制度について考えるシンポジウムを開催します。

2017年 3月14日(火)
12:20~15:30(12:00開場)

会場 **よみうり大手町ホール** 大ホール
東京都千代田区大手町1-7-1
アクセス / 地下鉄「大手町駅」C3出口直結

ごあいさつ

総務大臣
内閣府特命担当大臣
(マイナンバー制度)
高市早苗氏(予定)

トークショー

教えて!!
マイナンバー

内閣官房
番号制度推進室長
向井治紀氏

〈進行〉
フリーアナウンサー
関谷亜矢子氏

ロンドン五輪メダリスト/
ミスノ株式会社
寺川 綾氏

パネルディスカッション

マイナンバーカードで
出来ること

モトスミ・
ブレーメン通り商店街
振興組合理事長
伊藤 博氏

三條市長
固定勇人氏

東京大学大学院教授
須藤 修氏

ロンドン五輪メダリスト/
ミスノ株式会社
寺川 綾氏

〈進行〉
フリーアナウンサー
関谷亜矢子氏

マイナンバーに便乗した詐欺への対応

- 内閣官房、国民生活センター等のホームページで平成27年9月から注意喚起
- 内閣府・個人情報保護委員会・消費者庁・総務省連名で具体的な相談事例を踏まえた注意事項と相談窓口一覧を整理し、平成27年10月1日に公表(事例を追加し、平成28年12月に更新)

《これまでの主な相談事例》

行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

「マイナンバーが順次届き、みんな手続きをしているが、あなたはしているか」「早くしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。

対応しないと高額な罰金が科されると過度に誇張して商品販売や業務契約を強引に取り付けようとする電話

行政機関の職員を名のる者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

公的機関を名乗る者から電話で偽のマイナンバーを教えられた。その後、別の者から公的機関に寄付するのにマイナンバーを貸してほしいと言われ、教えた。

翌日、寄付を受けたとする機関を名乗る者から電話で「マイナンバーを教えたことは犯罪」と言われ、記録改ざんのために金銭を要求され、現金を渡してしまった。 など

《相談窓口》

マイナンバー
総合フリーダイヤル
0120-95-0178

消費者ホットライン
188 (いやや!)

警察 相談専用窓口
#9110
又は 最寄りの警察署まで

マイナンバー
苦情あっせん相談窓口
03-6457-9585

市区町村でもマイナンバーに関する問合せに対応

マイナンバー ホームページ

5言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語）に対応！

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー



マイナンバー制度 説明資料（動画）



マイナンバー公式SNS・メルマガ

マイナンバーメールマガジン

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/mailmagazine/mailmagazine.html>



マイナンバー公式Twitterアカウント
@MyNumber_PR



マイナちゃんのマイナンバー日記

<https://www.facebook.com/mynadiary>

マイナンバー制度 説明資料



マイナポータルの特設ページ

マイナポータルでもっと便利に



マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

 **0120-95-0178** (無料)
マイナンバー

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 050 - 3816 - 9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050 - 3818 - 1250

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120 - 0178 - 26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 0120 - 0178 - 27